

# 職場で感染者が発生した場合には

従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の流れについて示したものです。実際の対応は、管轄の保健所の指示に従ってください。

受診先の確認などは、次ページ相談窓口の「**受診・相談センター**」、「**県民サポートセンター**」でもご相談いただけます。

## 1 感染の疑いがある方の発生

- ・従業員に感染の疑いの症状がある場合は、**自宅待機**（事業所で症状が出た場合は早退）としてください。
- ・かかりつけ医または、「**埼玉県指定診療・検査医療機関**」（埼玉県ホームページから検索）に事前に連絡をしてから受診してください。

### <感染の疑いがある症状>

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（高齢者や基礎疾患のある方等）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上続く場合は必ず相談）

## 2 感染者の発生・保健所調査への協力

- ・感染が判明した場合は、従業員に周知し、感染予防を徹底してください。
- ・発症日の2日前から入院・自宅等での療養開始までの感染者の行動に基づき、濃厚接触者等のリストアップを行います。
- ・保健所が調査し濃厚接触者を決定するため、勤務状況等の報告に協力してください。

<濃厚接触者とは>（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断）感染者の発症2日前から入院・自宅等での療養開始までの期間に、長時間の接触や、手で触れることのできる距離（目安1m）で必要な感染予防策なく15分以上の接触があった方など

## 3 濃厚接触者の自宅待機

- ・新型コロナウイルス感染症陽性判明者と**最終接触があった日を0日として翌日から7日間※**は、外出の自粛（自宅待機）と健康観察をお願いいたします。
- ・なお、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行い、リスクの高い場所の利用や会食を避け、マスクを着用する等の感染対策を実施してください。

※ 社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（エッセンシャルワーカー）が濃厚接触者となった場合、7日を待たずに検査が陰性であれば待機を解除することができます。詳しくは**県HP**等をご確認ください。

## 4 事業所の消毒

参考：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について  
（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

- ・保健所の指示により、**事業所の消毒**を行います。
- ・緊急を要する場合には、感染者が勤務した場所のうち頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70～95%）または次亜塩素酸ナトリウム（0.05%））で拭き取り等を行ってください。

## 5 業務再開

- ・消毒後の事業所使用について、保健所に相談しながら準備してください。
- ・感染者、濃厚接触者については、保健所の指示を受け、体調を確認しながら復帰させてください。なお、感染者に**陰性証明等を求めてはいけません。**

# 職場における感染症対策

## 1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に取り組みましょう。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言や業界のガイドラインを活用し、感染症対策の徹底をお願いします。

\* 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen.html>

\* 業種別ガイドライン

<https://corona.go.jp/>

## 2 テレワークや時差出勤をさらに推進しましょう。

\* 埼玉県テレワークポータルサイト

<http://www.pref.saitama.lg.jp/telework/index.html>

## 3 埼玉県及び国の接触確認アプリを導入しましょう。

安心の提供と感染拡大の防止のため「[埼玉県LINEコロナお知らせシステム](#)」や国の「[新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）](#)」を導入しましょう。

\* 埼玉県LINEコロナお知らせシステム

[http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/line\\_corona-oshirase\\_top.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/line_corona-oshirase_top.html)

\* 新型コロナウイルス接触確認アプリ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

## 4 従業員の健康管理を行いましょう。

健康観察アプリ等を活用して従業員の健康管理をし、感染拡大を防止しましょう。


\* [職場における積極的な検査等の実施手順について](https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf) <https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf>

\* [感染拡大を防ぐ健康観察アプリ](https://corona.go.jp/health/) <https://corona.go.jp/health/>

彩の国「新しい生活様式」安心宣言  
～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 3密を徹底的に回避します ・密接の回避 ・一定の人数以上の入退制限 （密接で避けられない場合は） ・密接や密集、密閉空間での密閉禁止 ・社会的距離の確保	4 安心に向けた工夫をします ・業務手帳の拡大版の活用 ・衣類のこまめな洗濯
2 感染防止の対策を行います ・換気などの状況が異なる月の制限 ・密接のある従業員との接触回避 ・手洗いや手指の消毒の徹底、 手の届く範囲の消毒 ・マスクの着用 ・日用品や物販などの購入先 ・飲食・通販のついで買いは ビニール袋に入れて持ち帰る	5 行いません、行わせません ・感染空間での密しい接触や入声
3 安全のための設備にします ・入口等に消毒液、体温計の設置 ・可動距離の確保 ・密接の回避や密着の禁止 ・入退時刻の明示、 ハンドドライヤーの設置中止	6 極力制限します ・一度に休憩する人数の制限 ・対応での食事や飲酒の制限
	7 重症化リスクに配慮します ・高齢者や持病のある方への配慮 （高齢者利用時の対応など）
	8 新しい働き方に向け努力 します ・在宅勤務やオンライン会議 ・ローテーション勤務、時差出勤

宣言日： 令和 年 月 日  
名 称： \_\_\_\_\_  
（社名または個人名）



埼玉県LINEコロナ  
お知らせシステム



新型コロナウイルス  
接触確認アプリ

# 新型コロナウイルス感染症に関連した相談窓口

## 1 受診先の確認・受診を迷う場合などの相談（\* 受付時間外は下記サポートセンターへ）

「埼玉県受診・相談センター」 **【048-762-8026】**

受付時間：9時00分～17時30分（土曜日、日曜日、祝日を含む）

（聴覚障がいの方向け FAX番号 **【048-816-5801】**）

## 2 受診先の確認・一般的な相談

「埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」 **【0570-783-770】**

受付時間：24時間年中無休

（聴覚障がいの方向け FAX番号 **【048-830-4808】**）

\* [埼玉県指定診療・検査医療機関](#)

検索システム <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>



埼玉県指定診療・検査  
医療機関検索システム